平成２６年（フ）第２５１号
愛媛県松山市居相３丁目１番15号
債務者　近藤　　優
1　決定年月日時　平成26年10月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月22日まで
松山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２８２号
愛媛県松山市北吉田町1069番地14
債務者　田村　義昭
1　決定年月日時　平成26年10月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月22日まで
松山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第９６号
宮城県加美郡加美町字町裏346番地14　プレジオ十日市Ｇ棟
債務者　佐々木　優
1　決定年月日時　平成26年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月24日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２６年（フ）第９８号
宮城県栗原市高清水五輪26番地１　市営五輪西住宅159号
債務者　小野寺正樹
1　決定年月日時　平成26年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月24日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２６年（フ）第１８４号
秋田市手形田中９番16号
債務者　津島しのぶ
1　決定年月日時　平成26年10月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月24日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２４８号
福井市光陽３丁目９番１号　アイロイヤル21302、旧住所福井市中野１丁目1009番地
債務者　渡井　幸治（旧姓加藤）
1　決定年月日時　平成26年10月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月24日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２４９号
福井市光陽１丁目26番19号
債務者　勝木　圭子
1　決定年月日時　平成26年10月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月24日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２５１号
福井市三郎丸町第26号３番地５
債務者　石田　上長
1　決定年月日時　平成26年10月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月24日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２５２号
福井県坂井市丸岡町栄１丁目810番地
債務者　高村ひとみ
1　決定年月日時　平成26年10月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月24日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２５３号
福井市上北野１丁目10番14号
債務者　若森　陽一
1　決定年月日時　平成26年10月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月24日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２５４号
福井県坂井市春江町千歩寺第35号１番地65
債務者　坂下　雅彦
1　決定年月日時　平成26年10月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月24日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第４３号
山梨県都留市下谷４丁目４番２号
債務者　羽田　百恵（旧姓三浦）
1　決定年月日時　平成26年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月24日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２６年（フ）第１４１号
長野市大字高田854番地９　ホワイティ一沙羅Ｃ―201
債務者　木元　由行
1　決定年月日時　平成26年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月24日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１４２号
長野市大字高田854番地９　ホワイティ一沙羅Ｃ―201
債務者　木元　晴美
1　決定年月日時　平成26年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月24日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１８４号
長野県松本市大字寿豊丘1180番地１　ゼファー―エテルノＢ202号室
債務者　髙橋　宏幸
1　決定年月日時　平成26年10月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月24日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２６年（フ）第６０号
長野県諏訪市大手２丁目17番６号　五味ハイツ102
債務者　大畑　　誠
1　決定年月日時　平成26年10月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月24日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２６年（フ）第２０４号
徳島県徳島市金沢１丁目８番15―631号　県営住宅
債務者　小林　二美
1　決定年月日時　平成26年10月23日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月24日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２０７号
徳島県小松島市中田町字内開33番地の６
債務者　石本　由里
1　決定年月日時　平成26年10月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月24日まで
徳島地方裁判所民事部